

## 注記

### 【重要な会計方針】

#### 1. 運営費交付金収益の計上基準

(1) 年度計画で、事業の内容と運営費交付金で措置された予算額との対応関係が明らかにされているものについては、業務達成基準を採用している。

退職準備研修費、健康診断費、退職手当等。

(2) 年度計画で、業務の実施と運営費交付金で措置された予算額とが期間的に対応しているものについては、期間進行基準を採用している。

人件費（給与費）、物件費、心の健康対策費等。

#### 2. 減価償却の会計処理方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	2～50年
構築物	2～20年
車両運搬具	4～6年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額及び減損損失相等額については、損益外減価償却累計額及び損益外減損損失累計額として資本剰余金から控除して表示している。

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間5年以内に基づいて償却している。

#### 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、退職一時金に係る期末在籍者の期末要支給額の当期増加額から、退職者に係る前期末要支給額を控除した額を計上している。

#### 4. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していない。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された賞与引当金の当期増加額を計上している。

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法を採用している。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年3月末利回りを参考に0.64%で算出している。

7. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

【貸借対照表関係】

- |  |              |
|--|--------------|
| 1. 機構役職員(出向者を除く。)が自己都合により退職した場合に、財源措置が予定されている退職給付見積額 | 333,914,913円 |
| 2. 翌期の運営費交付金により、財源措置が予定されている賞与見積額                    | 116,595,534円 |

【損益計算書関係】

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、2,299,097円であり、当該影響額を除いた当期総利益は120,087,084円である。

【キャッシュ・フロー計算書関係】

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳	現金及び預金勘定	716,739,577円
	資金期末残高	<u>716,739,577円</u>

【金融商品の時価等の開示に関する注記事項】

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、借入等により資金を調達していない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	716,739,577	716,739,577	-
(2) 未払金	(131,470,649)	(131,470,649)	-
(3) リース債務	(22,075,970)	(22,075,970)	-

(注) 負債に計上されているものは、( ) で示している。

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

【資産除去債務に係る注記事項】

当法人は、事務所（本部、横田支部、横須賀支部及び沖縄支部並びに呉分室）の不動産賃借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定が不確定なため、資産除去債務を合理的に見積もることができない。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。